

交通政策審議会海事分科会船員部会
内航鋼船運航業最低賃金専門部会 議事次第

令和8年9月25日(金)
15:00～16:30
3号館8階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 内航鋼船運航業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

3. 閉 会

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

小西 康之 明治大学法学部 教授

西崎 ちひろ 東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門
准教授

(関係船員を代表する委員)

漢那 太作 全日本海員組合 政策局総合政策部長

竹田 圭志 全日本海員組合 国内局国内部執行委員

(関係使用者を代表する委員)

阿南 幸十司 船主団体内航労務協会 専務理事 事務局長

村田 泰 八重川海運株式会社 代表取締役

配 布 資 料 一 覧

資料 1 交通政策審議会への諮問について

諮問第 5 1 8 号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金の改正について」

資料 2 全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年 10 月 30 日運輸省最低賃金公示第 5 号）

資料 3 内航海運の現状

資料 4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

資料 5 全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

資料 6 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

資料 7 最低賃金の改正に係る参考資料

- ・ 内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
- ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和 8 年 4 月）
- ・ 消費者物価指数（10 大費目）
- ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
- ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
- ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
- ・ 地域別最低賃金額一覧
- ・ 給与勧告の実施状況等

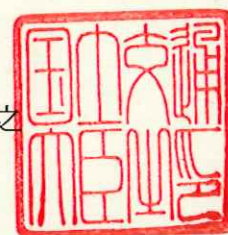
国海員第 1 3 6 号
令和 8 年 7 月 1 0 日

交通政策審議会

会 長 橋 本 英 二 殿

国土交通大臣

金 子 恭 之



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 5 1 8 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金、漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）及び漁業（いか釣り）最低賃金（令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）を改正することについて、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

全国内航鋼船運航業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 18 年 12 月 1 日	平成 18 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 20 年 12 月 1 日	平成 20 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 2 月 16 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 3 号
一部改正令和 4 年 1 月 20 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 5 年 1 月 20 日	令和 5 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 6 年 1 月 22 日	令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 7 年 2 月 10 日	令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 8 年 1 月 15 日	令和 8 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン未満の船舶

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員 276,450 円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、260,000 円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4 年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	

海上保安学校本科	3 年 6 月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	2 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	2 年
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6 月

(2) 部員 217,850円
ただし、海上経歴3年未満の部員については、208,550円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成18年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成18年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成31年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、平成31年2月23日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第3号）

この公示は、令和3年3月18日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和5年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和5年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和6年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和6年2月21日から効力を生ずる。

附 則（令和7年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和7年3月12日から効力を生ずる。

附 則（令和8年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和8年2月14日から効力を生ずる。

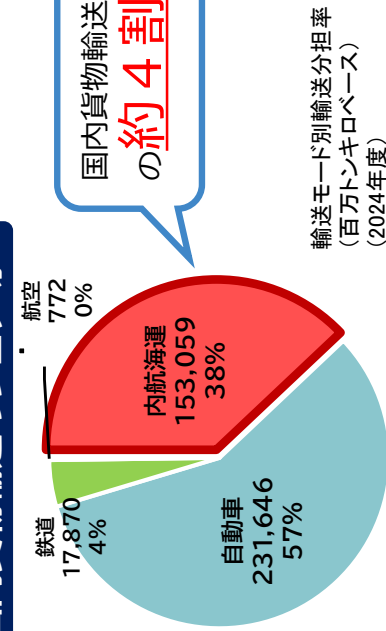
内航海運の現状

令和8年9月25日(金)
国土交通省海事局内航課

内航海運の現状

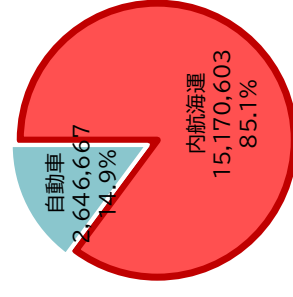
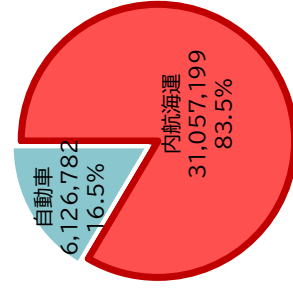
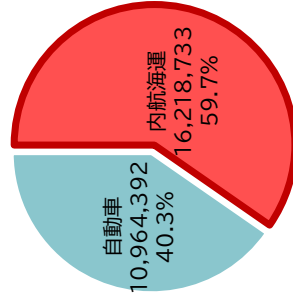
- 内航海運は、**国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資（石油製品、セメント、金属）輸送の約8割**を担い、我が国の国民生活と経済活動を支える必要不可欠なライフライン。
- また、産業基礎物資のみならず、紙・パルプ品等の製造工業品や農林水産品等の貨物輸送にも重要な役割を担っており、トラックドライバー不足が深刻化する中で、従来からの海運へのモーダルシフトの取組をより一層強化する観点からも、内航海運に求められる役割はますます大きくなっており、内航海運による安定的な輸送を確保することが重要。

国内貨物輸送のシェア等



輸送モード別輸送分担率
(百万トンキロベース)
(2024年度)

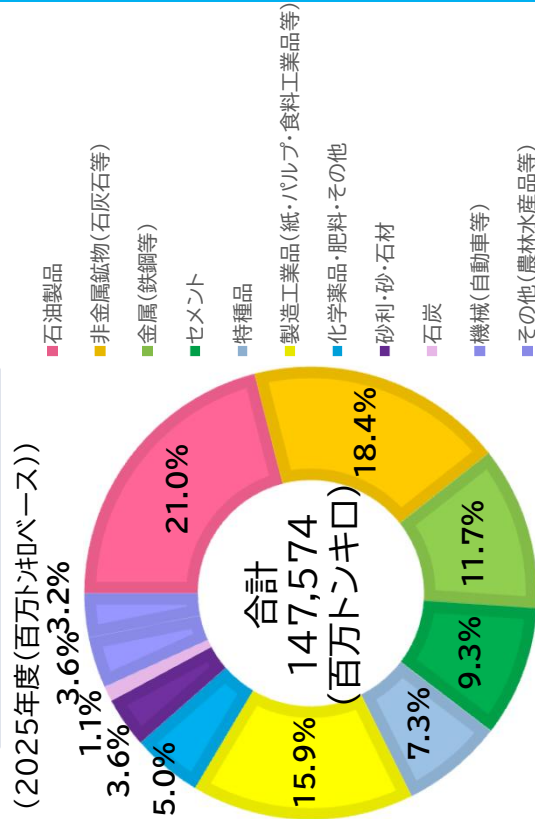
石油製品 セメント 金属(鉄鋼等)



産業基礎物資輸送の**約8割**

(2024年度: 千トンキロベース)

輸送品目別シェア

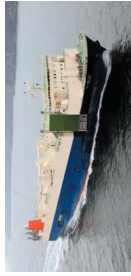


(2025年度(百万トンキロベース))

海上輸送需要の増加

<海運モーダルシフトの推進>

- ・陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員した新モーダルシフトの推進などが盛り込まれた新たな「総合物流施策大綱」を策定。



RORO船



コンテナ船

<食料安全保障の強化>

- ・海外依存の高い小麦等の国内生産の拡大による海上輸送需要の増加

<石油製品需要の急増>

- ・インバウンドの受入れに伴う航空燃料の需要拡大等による海上輸送需要の増加



貨物船



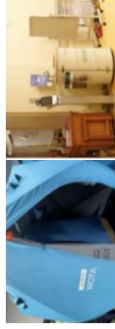
油送船

被災地の復旧・復興

- ・内航海運は被災地の復旧・復興に伴う物資等の輸送に貢献。
- ・令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震発災時も内航海運が被災地に支援物資を輸送。



輪島港に支援物資を積み下ろす
(2024/1/10)

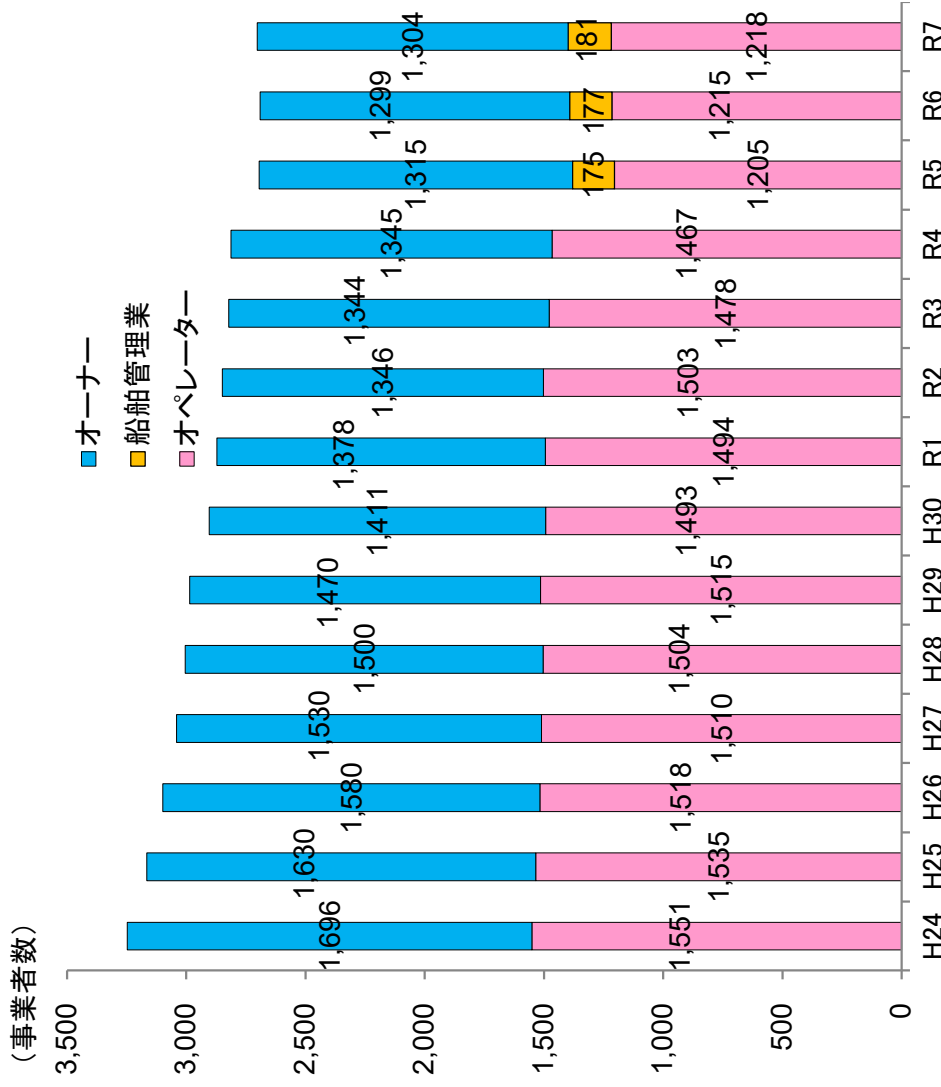


珠洲市に設置された水循環式シャワー室及び手洗い場

事業者数及び船腹量の推移

- 内航海運事業者数は、10年間で約13%減少
- 内航船の船腹量は、隻数ベースでは減少傾向にある一方で、1隻当たりの平均総トン数は増加傾向にあり、船舶の大型化が進展

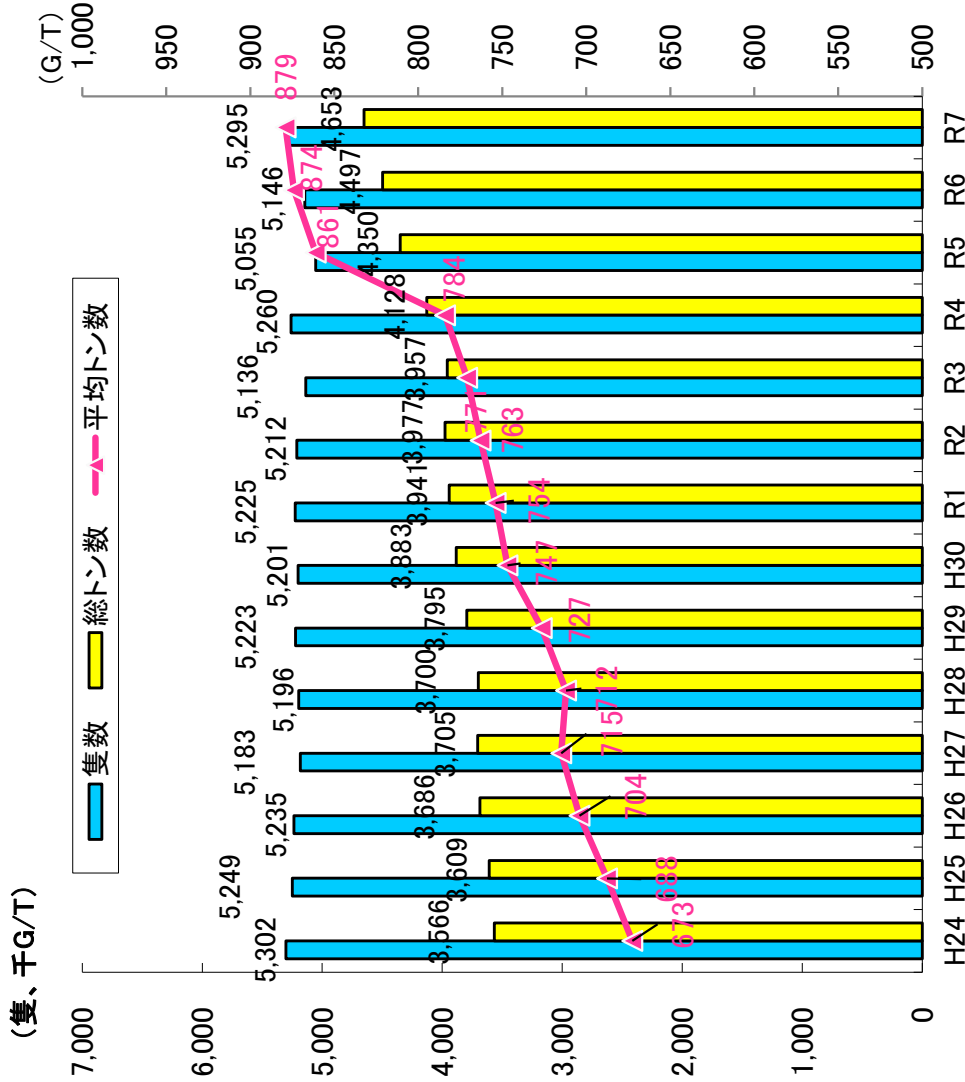
内航海運事業者数の推移



(出典)国土交通省海事局内航課調べ

(年度)

内航船の船腹量の推移



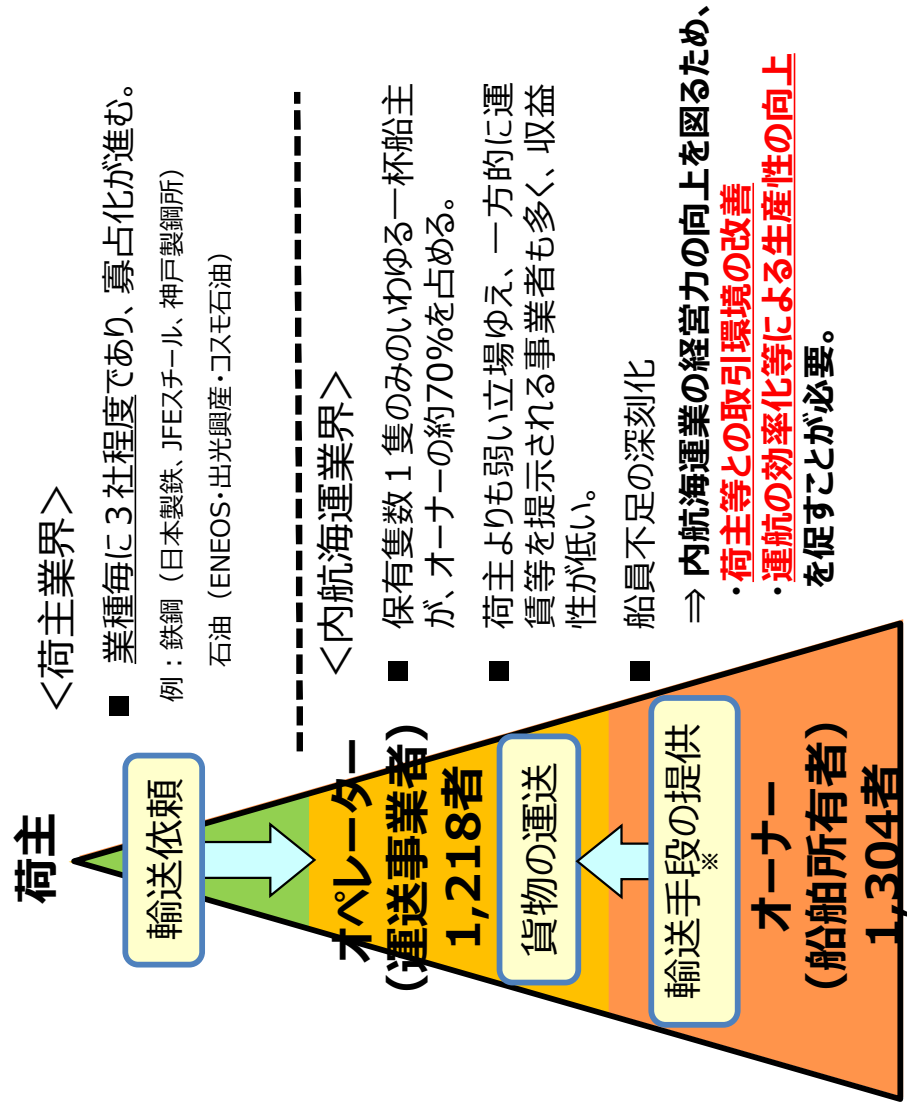
(年度)



内航海運の産業構造の特徴

- 内航海運の市場構造は、寡占化された荷主企業・オペレーター・オーナーの**専属化・系列化が進展**しており、さらに、**事業者の99.7%は中小企業で事業基盤が脆弱**。また、オーナーの中でも保有隻数1隻のいわゆる一杯船主の割合が約70%を占めている。
- 内航海運業者の経営力向上・事業基盤強化に向け、運賃・用船料の十分な収受等に向けた**荷主と内航海運業界の取引環境改善や内航海運業者の生産性向上に資する取組の後押し**を行うことが必要。

内航海運業の産業構造



内航海運業の経営状況

経営状況 (1社当たり平均)	内航海運業 (オーナー)	全産業
売上高(千円)	442,829	555,886
営業利益(千円)	6,561	27,854
営業利益率 (営業利益／売上高)	1.48%	5.0%
固定比率 (固定資産／自己資本)	390.3%	132.8%
負債比率 (負債／自己資本)	480.3%	137.2%

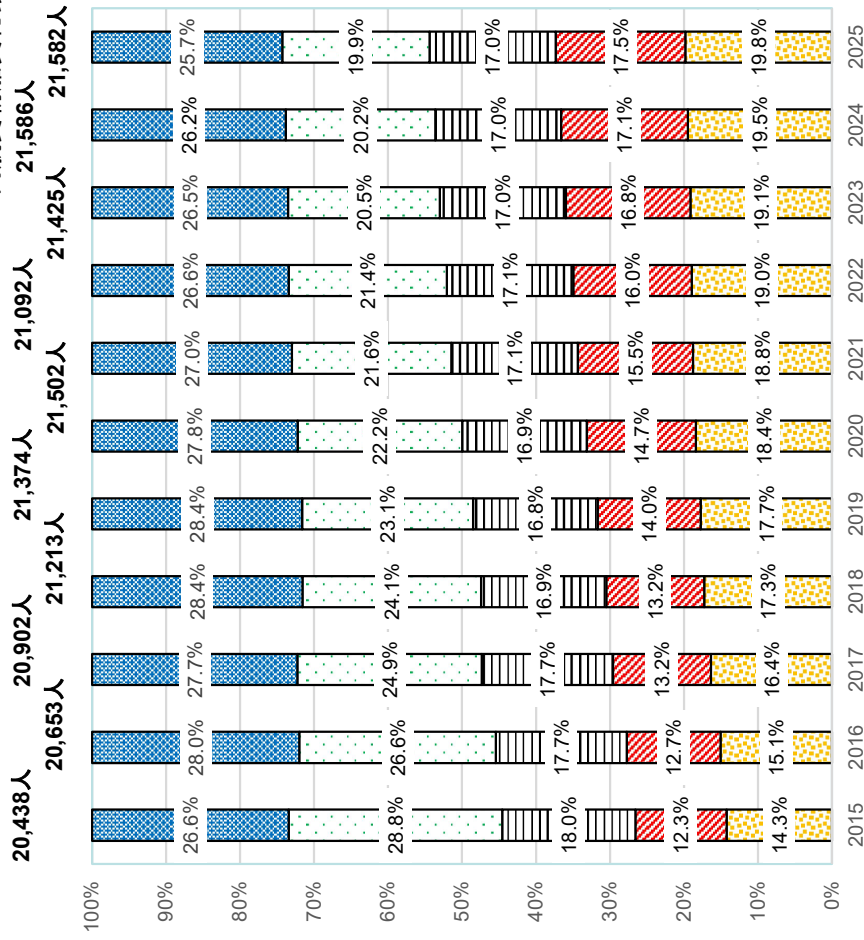
(出典) 法人企業統計調査（令和5年度）、内航海運業報告規則に基づく内航課調査（令和6年度）
※内航海運業収益が収益の70%の企業のみ集計

※ 船舶を所有及び管理（船員雇用・配乗、船舶保守等）する。

- 船員数は近年横ばいで推移しているものの、内訳としては**50歳以上が約5割**を占めており、今後**高齢船員の退職等に伴う船員不足**が予想される。
- 若年船員においても、船員数は**増加傾向にある一方で就業継続率に課題**があることなどから、**人材の確保・定着や省力化・生産性向上**に向けた取り組みが重要となっている。

内航船員数の年齢構成の推移

内航貨物船員総数

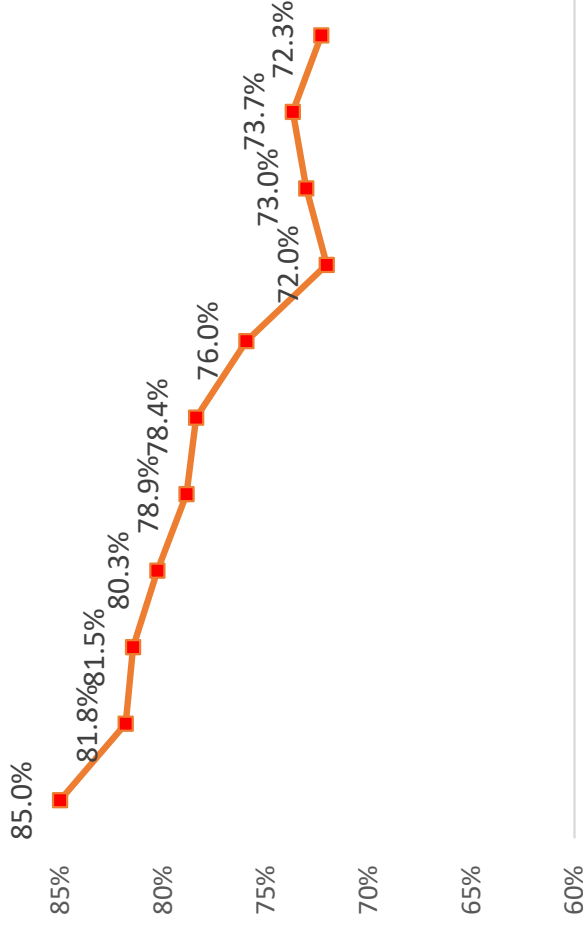


■ 30歳未満 ■ 40歳未満 ■ 50歳未満 □ 60歳未満 ■ 60歳以上

○ 海事局調べによる。

新人内航船員の就業継続率推計の推移

$$\text{新人内航船員の30歳までの就業継続率推計(\%)} = \frac{\text{現時点で在職する30歳未満の内航船員数}}{\text{各年の30歳未満の新規就業者数の合計(試算)}} \times 100$$



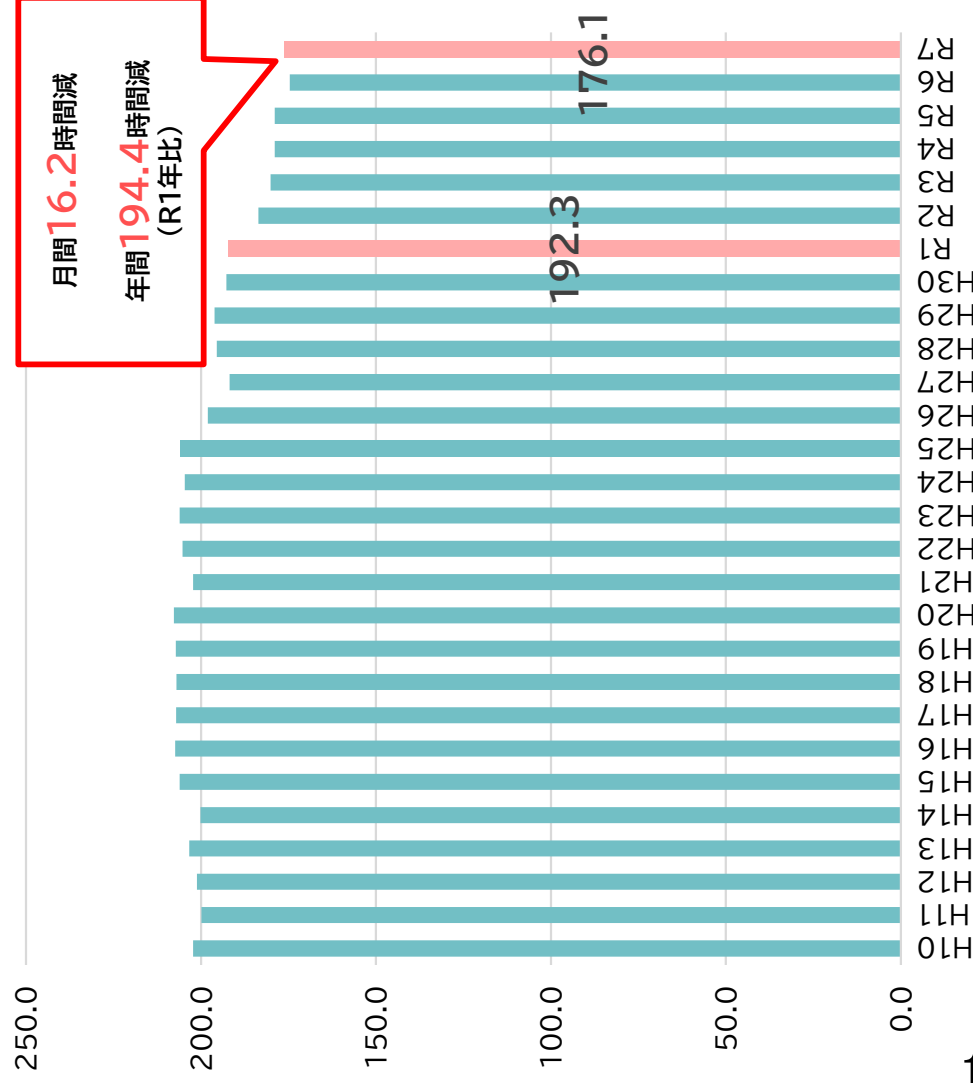
2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025

※内航海運全体での30歳未満船員の合計ベース。船社間で移籍している場合も、定着としてカウントしている(≠陸上のいわゆる転職率等)

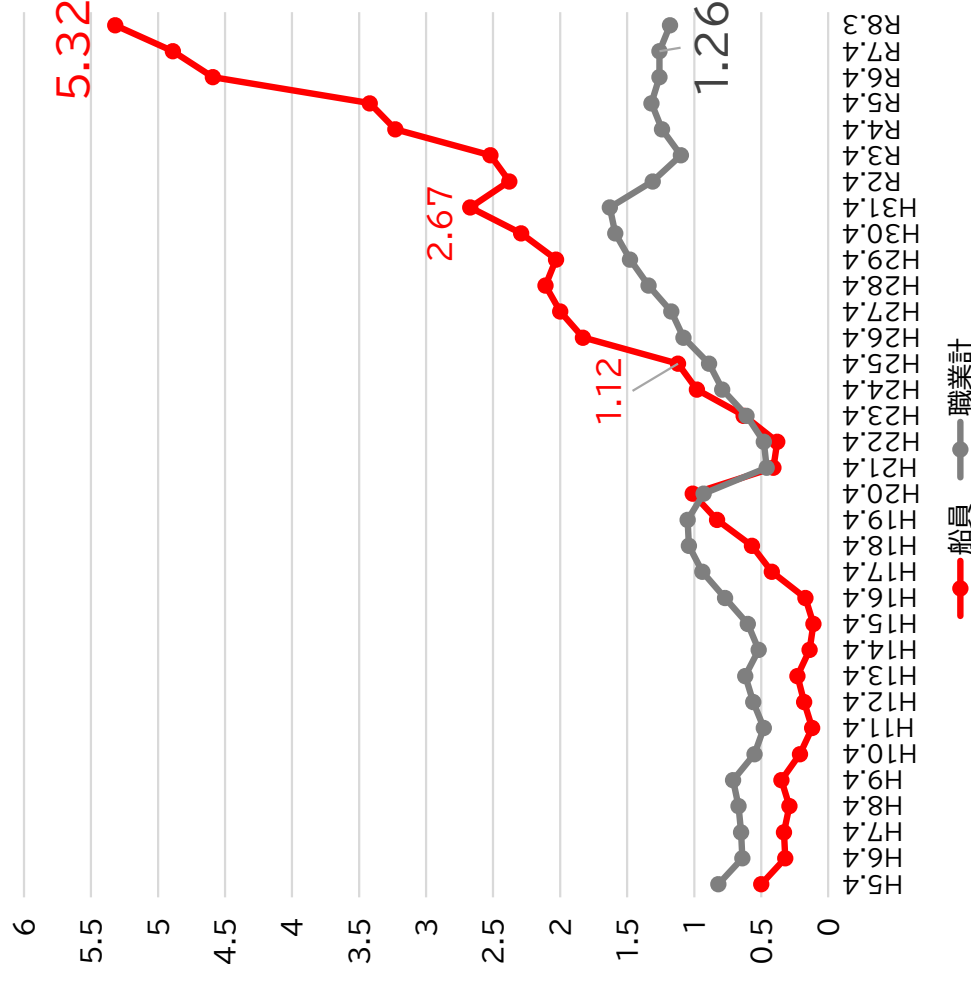
○ 海事局調べによる。

- 船員の働き方改革による就業体系の見直しが意識され、**船員の総労働時間は近年減少**。
- **有効求人倍率は近年大きく上昇**。
- 今後の生産年齢人口の減少を見据えつつ輸送需要へ対応するため、船員の業務効率化など内航海運業の生産性向上を進めるが必要。

月間の総労働時間の変化(毎年6月)



船員の有効求人倍率の推移(毎年4月)



出典：船員労働統計

出典：船員職業紹介状況、一般職業紹介状況
令和8年のみ3月分を記載

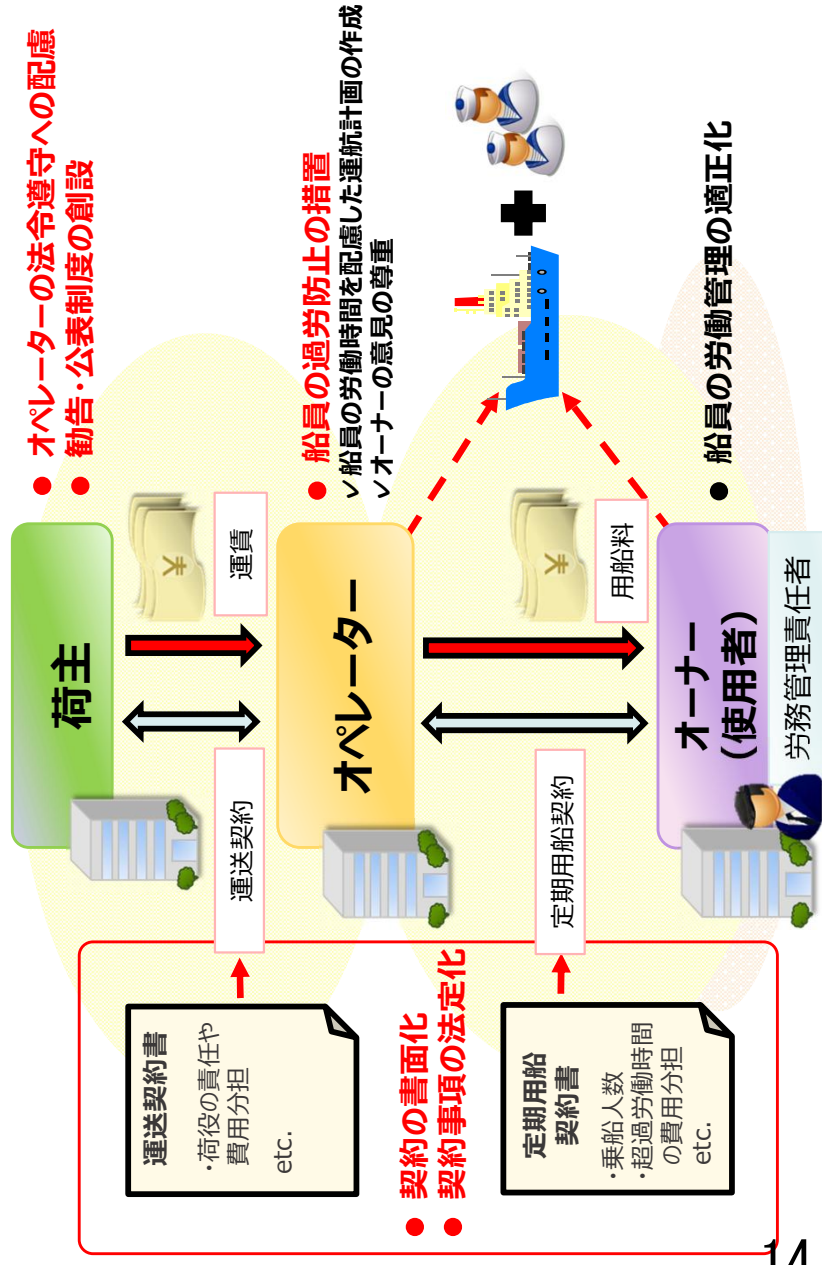
○ 2021年5月に「海事産業強化法」が成立・公布し、2022年4月より同法律に伴う改正内航海運業法が施行。

○ オペレーターに対し船員の労働時間に配慮した適切な運航計画の作成を義務付けるとともに、荷主に対する**勧告・公表制度を創設**する等により、荷主に対しオペレーターの法令遵守への配慮を求め、船員の過労防止を図る。また、**契約書面を法定化**し「見える化」することで、適正な運賃・用船料の収受につなげる。

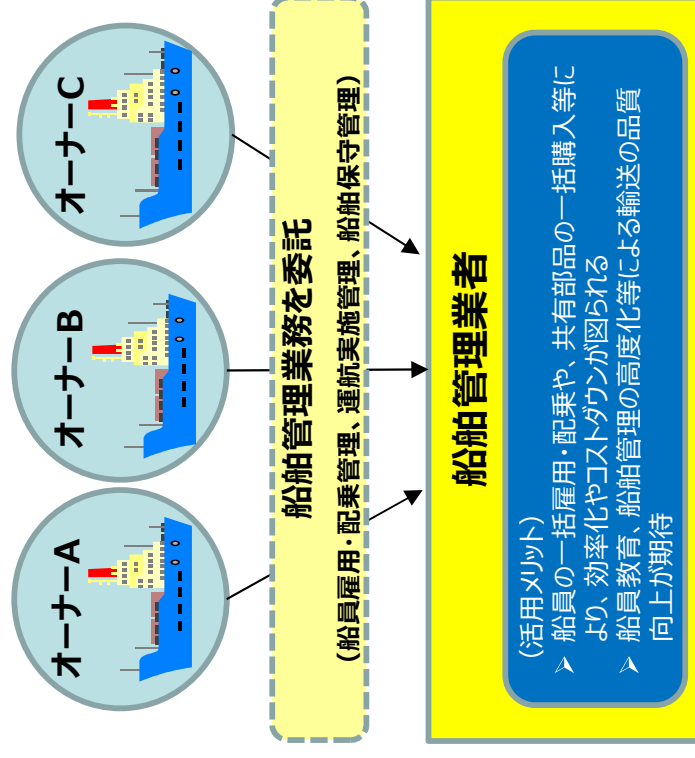
○ オナーの主業務である「船舶の保有(所有)」と船員雇用・船舶保守等の「船舶管理」のうち、「船舶管理」の業務を受託して行う**船舶管理業に係る登録制度を創設**。船舶管理業者の信頼性向上により普及を促進することで「船舶管理」の効率化とコストダウンを図り、内航海運業の生産性を向上させる。

○ これらの各種制度を実効性のあるものにするため、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」を策定。

取引環境・労働環境の改善



船舶管理業の登録制度



法改正により全ての船舶管理業者に登録を義務付け、事業としての信頼性を向上。

○ 荷主業界と内航海運業界との連携強化を目的に、荷主企業と内航海運業者との間で内航輸送に関する課題等を共有し、中長期的視野に立ってその改善策等に取り組んでいくため、複層的な対話を実施。

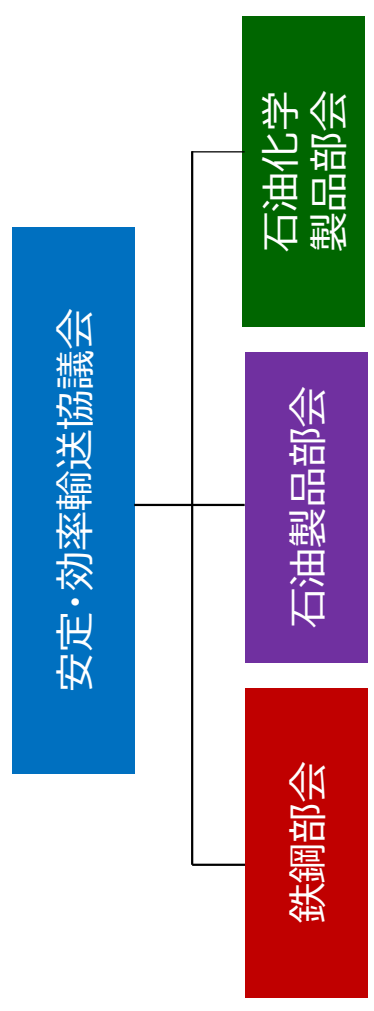
内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会

- 荷主業界と内航海運業界の両者の理解と協力を醸成するため、双方の経営層（役員クラス）及び行政からなる懇談会「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」を設立
- 当該懇談会において、海事産業強化法及びガイドラインの周知等を実施したほか、内航海運業界と荷主業界の連携強化に関する取組等について意見交換

安定・効率輸送協議会及び個別部会

- 内航海運業界と荷主業界双方の実務者層及び行政からなる「安定・効率輸送協議会」や、本協議会の下に設置された産業基礎物資の輸送品目毎に3つの部会（鉄鋼部会、石油製品部会及び石油化学製品部会）を開催
- 「安定・効率輸送協議会」では、荷主及び内航海運事業者が「内航海運業者と荷主との連携強化のガイドライン」に記載されている内容を進めるための行動計画（アクションプラン）の実施状況等を確認
- 3つの部会（鉄鋼、石油製品、石油化学製品）では、各輸送品目毎に抱える課題等について個別に意見交換を実施するとともに、改善方策を検討。

懇談会参加団体	
荷主業界	日本鉄鋼連盟
	石油連盟
	(一社)石油化学工業協会
	(一社)セメント協会
内航海運業界	日本内航海運組合総連合会
	内航大型船舶輸送海運組合
	全国海運組合連合会
	全国内航タンカー海運組合
	全国内航輸送海運組合
	全日本内航船主海運組合
行政	国土交通省海事局
オブザーバー (経済団体)	日本経済団体連合会
	日本商工会議所



「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」の設置

本懇談会の開催趣旨

- 海事局では交通政策審議会海事分科会基本政策部会におけるとりまとめ（令和の時代の内航海運に向けて）を踏まえ、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上、取引環境改善に向けた取組を推進しているところ。
- 令和4年4月より施行される改正内航海運業法においては、これらを推進するため、オペレーターに対する船員の労働時間に配慮した運航計画作成の義務付けや、荷主に対するオペレーターの法令遵守への配慮義務の創設等が盛り込まれる等、これまで以上に内航海運と荷主との連携が求められている。
- 両者の理解と協力を醸成する対話の場を設定することで、今後の一層の連携を図り、もって我が国の安定的な国内海上貨物輸送を維持することを目的として、内航海運業界と荷主業界双方の経営層（役員クラス）及び行政からなる懇談会を設立する。

開催実績	
日時	議題
第1回 令和4年 3月29日	・船員法、内航海運業法の改正 ・連携強化ガイドラインの紹介 ・荷主・オペレーターの経営層への協力要請 ・本懇談会の進め方（時期、今後のテーマ）に関する意見交換
第2回 令和6年 5月16日	・内航海運業界と荷主業界の連携強化に関する取組等について ・内航海運業の現況等について ・荷主業界の現況等について ・意見交換
第3回 令和7年 9月26日	・内航海運の現状と課題について ・意見交換 ※内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」策定のキックオフを行った

参加団体	
荷主業界	日本鉄鋼連盟
	石油連盟
	(一社)石油化学工業協会
	(一社)セメント協会
内航海運業界	日本内航海運組合総連合会
	内航大型船舶輸送海運組合
	全国海運組合連合会
	全国内航タンカー海運組合
	全国内航輸送海運組合
	全日本内航船主海運組合
行政	国土交通省海事局
オブザーバー (経済団体)	日本経済団体連合会
	日本商工会議所

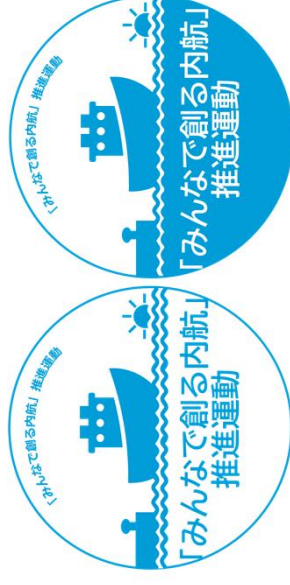
「安定・効率輸送協議会」の構成

名称	安定・効率輸送協議会	
構成員	荷主	日本鉄鋼連盟 石油連盟 石油化学工業協会
	内航海運	日本内航海運組合総連合会 内航大型船輸送海運組合 全国海運組合連合会 全国内航タンカー海運組合 全国内航輸送海運組合 全日本内航船主海運組合
	行政	国土交通省海事局 経済産業省製造産業局金属課(オガザバー) 経済産業省製造産業局素材産業課(オガザバー) 資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課(オガザバー)



○内航海運業の魅力を高め、内航海運業界への求職者を増やすためには、働き方改革、取引環境改善、生産性向上の取組を行う内航海運業者を情報発信し、求職者に訴求することが重要。

○このため、①これらの取組を積極的に行う内航海運業者の皆様が、取組を実施する旨の「自主宣言」を行い、②国土交通省ホームページ等で「自主宣言」を行った事業者を公表し、③求職者等が当該内航海運業者を確認できる仕組みを構築し、求職者への訴求力向上に加えて、業界全体の働き方改革、取引環境改善、生産性向上に向けた機運醸成を図る。(令和6年6月～)



<「みんなで創る内航」推進運動マーク>

「みんなで創る内航」推進運動

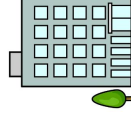
内航海運業者



①内航海運業者は以下の取組を行うことを国土交通省に対し「自主宣言」する。「自主宣言」を行った事業者はマークを活用可能。

- ・関係法令等の遵守
- ・働き方改革、取引環境改善、生産性向上に向けた自主的な取組(例:配船の自動化等)

国土交通省



②「自主宣言」を行った内航海運業者を国土交通省HP等で公表する。



自主宣言

確認

求職者等



③求職者等は国土交通省HP等で「自主宣言」を行った内航海運業者の情報を確認出来る。

参加事業者: **70社**

※令和8年8月1日時点

取組事例

- 船員のワークライフバランスを重視した勤務ローテーションの変更 ○船員の労務負担軽減設備の導入(遠隔監視システムの導入等)(「60日乗船・20日休暇」の採用等)
- 船内居住環境の整備(船内通信環境の整備、居室へのシャワーやトイレの設置、女性船員専用区画の設置等)

「みんなで創る内航」推進運動参加事業者

参加事業者

- 山友汽船株式会社
- 株式会社商船三井内航
- 中田建設株式会社
- エスオーシーマリン株式会社
- 岩崎汽船株式会社
- 北星海運株式会社
- 芝浦海運株式会社
- NSユナイテッド内航海運株式会社
- 大分海運株式会社
- さおり海運有限公司
- エスオーシー物流株式会社
- 興和海運株式会社
- 日鉄物流株式会社
- たをの海運株式会社
- 広洋海運有限公司
- 昭和日タン株式会社
- 西部タンカー株式会社
- 大泉物流株式会社
- 有限会社坂田海運
- ニッスイマリン工業株式会社
- 近海郵船株式会社
- 近海郵船管理株式会社
- 三興海運株式会社
- 玄海汽船株式会社

- 株式会社辰巳商会
- 株式会社イコーズ
- 株式会社商船三井さんふらわあ
- 幸洋汽船株式会社
- 東ソー物流株式会社
- 東ソー物流グループ
- コーウン・マリン株式会社
- 松田海運株式会社
- 田淵海運株式会社
- 浜崎海運株式会社
- 末廣海運株式会社
- 株式会社雄和海運
- 岡本海運株式会社
- 日本ガスライン株式会社
- 甲斐機船株式会社
- 祝林タンカー株式会社
- 平和マリタイム株式会社
- 舩宝海運有限公司
- オーライン株式会社
- 木村海運株式会社
- 井本商運株式会社
- 井本船舶株式会社
- 神戸海洋技術株式会社
- 松盛汽船株式会社

- 備後共同汽船株式会社
- 第一マリン株式会社
- オーシヤントランス株式会社
- 株式会社しんこうせい
- 川崎近海汽船株式会社
- 浜野海運株式会社
- 真宝海運有限公司
- イノガストランスポート株式会社
- 大黒汽船株式会社
- 近海タンカー株式会社
- 旭汽船株式会社
- 大一海運株式会社
- 旭タンカー株式会社
- 光晴汽船株式会社
- トヨフジ海運株式会社
- NX海運株式会社
- 株式会社フジトランスコーポレーション
- NSユナイテッドタンカー株式会社
- 三興運油マリタイム株式会社
- 三興運油株式会社
- 誠海事株式会社
- 太平洋沿海汽船
- 株式会社デュカム

- 内航海運における船員の働き方改革の推進や取引環境の改善、生産性の向上を目的に、内航海運業における**商慣習の実態とその改善事例の調査を実施**。
- 調査結果を踏まえ、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン(第2版)」を改定し、望ましい取引のあり方や安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取組事例の内容等を充実。
- さらに、効果がみられた取組を、「内航海運における船員の働き方改革・取引環境改善・生産性向上に向けた改善事例集」として取りまとめ。

内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン

- 原価計算に基づく価格協議や契約内容の明確化など望ましい取引のあり方のポイントを追加
- 取引環境や労働環境などにおける改善事例を追加

2

望ましい取引のあり方

望ましい取引行為のポイントは、「丁寧な協議」と「見える化」です

取引相手との協議

適正な取引を行うためには、法律で定められたルールを守るのはもちろんのこと、**取引相手との対話による「見える化」により、お互いが望ましい取引関係を築くことが必要**です。

以下に、望ましい取引行為を示しています。

取引相手との協議

運賃・用船料・役務等をはじめとする契約内容は、取引相手の一方が優越的な立場を利用して一方的に通告し、それに従わなければならないなど、**取引相手との対話による「見える化」により、お互いが望ましい取引関係を築くことが必要**です。

運賃・用船料・役務等をはじめとする契約内容は、取引相手の一方が優越的な立場を利用して一方的に通告し、それに従わなければならないなど、**取引相手との対話による「見える化」により、お互いが望ましい取引関係を築くことが必要**です。

原価計算に基づく価格協議

原価計算は、**原価計算に基づく見積書等を用いて協議**することが望ましいです。コスト(内訳となる費用項目等)の「見える化」が図られることで、客側のニーズも活用し、コスト削減に向けた取り組みが促進されます。また、客側のニーズも活用し、コスト削減に向けた取り組みが促進されます。また、客側のニーズも活用し、コスト削減に向けた取り組みが促進されます。

4

安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取組事例

b.労働環境の改善事例(7事例)

事例1 運賃の透明性の向上

運賃の透明性の向上は、船主と船員の間で、運賃の算定方法や増減の理由を明確にすることが必要です。船主は、運賃の算定方法や増減の理由を明確にすることが必要です。船主は、運賃の算定方法や増減の理由を明確にすることが必要です。

事例2 労働時間の削減

労働時間の削減は、船主と船員の間で、労働時間の算定方法や削減の理由を明確にすることが必要です。船主は、労働時間の算定方法や削減の理由を明確にすることが必要です。船主は、労働時間の算定方法や削減の理由を明確にすることが必要です。

事例3 船内環境の改善

船内環境の改善は、船主と船員の間で、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。船主は、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。船主は、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。

事例4 船内環境の改善

船内環境の改善は、船主と船員の間で、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。船主は、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。船主は、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。

事例5 船内環境の改善

船内環境の改善は、船主と船員の間で、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。船主は、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。船主は、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。

事例6 船内環境の改善

船内環境の改善は、船主と船員の間で、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。船主は、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。船主は、船内環境の算定方法や改善の理由を明確にすることが必要です。

内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン(第2版)

運賃強化のためのガイドライン(第2版)

運賃強化のためのガイドライン(第2版)

運賃強化のためのガイドライン(第2版)

改善事例集

内航海運における船員の働き方改革・取引環境改善・生産性向上に向けた

改善事例集

内航海運における船員の働き方改革・取引環境改善・生産性向上に向けた

取引環境改善・生産性向上に向けた改善事例集

- ガイドラインの内容に対応する形で、「取引内容」「労働環境」「運輸管理」「事務作業」「空荷運航」の改善事例を詳細に紹介(全16事例)

6

ムダな待機時間の削減

事例1 経営者層向けに、船主と船員の間で、待機時間の算定方法や削減の理由を明確にすることが必要です。船主は、待機時間の算定方法や削減の理由を明確にすることが必要です。船主は、待機時間の算定方法や削減の理由を明確にすることが必要です。

事例2 定期的な協議を通じて、運賃・用船料の適正化

事例3 燃料費・メンテナンスの削減

事例4 船内環境の改善

事例5 船内環境の改善

事例6 ムダな待機時間の削減

事例7 船内環境の改善

事例8 船内環境の改善

事例9 船内環境の改善

事例10 船内環境の改善

事例11 船内環境の改善

事例12 船内環境の改善

事例13 船内環境の改善

事例14 船内環境の改善

事例15 船内環境の改善

事例16 船内環境の改善

事例17 船内環境の改善

事例18 船内環境の改善

事例19 船内環境の改善

事例20 船内環境の改善

事例21 船内環境の改善

事例22 船内環境の改善

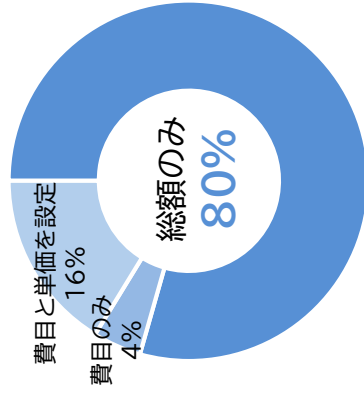
事例23 船内環境の改善

20

運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」(令和7年度)

- 内航海運業者の多くが中小事業者のため、荷主よりも立場が弱く、対等な交渉で十分な運賃・用船料等を収受できない場合もあり、収益性が低いという構造的な課題がある。
- 令和6年度の調査により、料金の内訳を示さない**総額での価格交渉が多い**実態や、**運賃・用船料の適正収受に課題がある**との声があり、特に修繕費・船員費・減価償却費などの費目における価格転嫁に課題があることが判明。
- こうした状況を踏まえ、内航海運業者が適切な運賃・用船料等を収受できる取引環境の整備を推進するため、**運賃・用船料等を構成する費目とその算出方法を整理した「標準的な考え方」を策定**

契約金額の表記(荷主・オペ間)



内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」

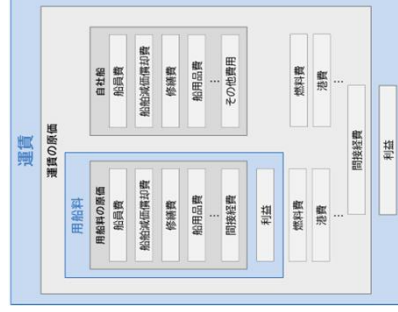
- 「標準的な考え方」では提供する作業にかかる原価にかかる適正な利益を加算する手法(コストベースプライシング)の考え方に基づき、運賃・用船料等を構成する費目を体系的に整理しつつ、それぞれの費目の算出方法を整理。
- また、滞船料や荷役付帯作業など貨物輸送において想定される内容等を超えて発生する作業への対価等は「個別料金」として設定。

法規制上の位置づけ

- 独占禁止法の物流特殊指定と取適法では、それぞれ同種又は類似の内容の運送等に対して「通常支払われる対価」に比べて著しく低い代金の額を不当に定めることを「買いたたき」として禁止している。
- 「標準的な考え方」に基づき算出された**運賃・用船料等**については、使用される単価や利益の水準が、受注者の属する取引地域において一般に支払われる単価や利益と同水準であれば、「**通常支払われる対価**」となり、これを著しく下回る金額を不当に定めることは「**買いたたき**」に該当する可能性がある。
- このように、標準的な考え方に基づいて算出した運賃・用船料等は、独占禁止法および中小受託取引適正化法における「買いたたき」の判断材料の一つであることから、これを尊重することが求められる。



「標準的な考え方」
(表紙)



費目における算出方法 (例：船員費)

$$\text{船員費} = \text{職種別の時間単価} \times \text{職種別の想定労働時間}$$

【円/月または日】

【円/時】

【時/月または日】

【人/隻】

職務や職責に応じて設定

乗組員の1か月あたりの想定労働時間
(航海中の稼働時間のみ)

1隻あたりに必要な
予備船員を含めた
乗組員数

- 安定的な海上輸送を確保するためには、**船員の労働生産性の向上及び船員の労務負担の軽減が必要不可欠**
- 内航海運の生産性向上や取引環境の改善を目的として、離着岸時、運航時、停泊・荷役時における船員及び陸上作業員の作業内容について、改善が必要な作業を特定し、**作業方法・手順の見直し、作業の廃止、役割分担の見直し、作業の省力化など、作業効率化のための指針を策定**する

具体的取組内容

実態調査 ・分析

- ・ 一般貨物船・オイルタンカー・ケミカルタンカーの3船種を対象に、船員・陸上作業員が実施している作業内容の実態（負担になっている作業内容や原因・改善方策など）について、WEBアンケート・事業者へのヒアリング等で調査する。
- ・ 実態調査を踏まえ、改善が必要な作業等を整理し、非効率作業を特定

指針策定

- ・ 実態調査・分析で整理した非効率作業について、作業方法・手順の見直しや作業の廃止、役割分担の見直し、機器やシステムを活用した作業の省力化など、改善方策を示した「内航海運における作業効率化に向けた指針」を策定
- ・ 指針の策定にあたっては、検討会や安定・効率輸送協議会（荷主企業・内航海運業者・行政から構成）において議論・合意形成を図る

ガイドライン 反映

- ・ 「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」に、「作業効率化に向けた指針」等の内容を反映

関係者周知

- ・ 安定・効率輸送協議会等を通じて、荷主と内航海運業者等に対して、作業効率化に向けた指針やガイドラインを周知

フォローアップ

- ・ 作業効率化に関する取組状況をアンケート等で確認し、継続的なフォローアップを実施

想定される非効率作業例

- タンク封印作業



- ダンネージの設置・処理作業



- タンク内清掃作業



内航海運船団輸送力向上事業費補助金(令和8年度・実施中)

背景・課題

- 内航海運は国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担い、国民生活や経済活動を支える重要な輸送インフラであるとともに、トラックから船舶へのモーダルシフトの進展により、内航海運に求められる役割は今後ますます高まることが見込まれる。
- 一方で、船員不足の深刻化に加え、労働時間規制の強化等により、船舶の運航効率の低下や運航停止リスクの顕在化が課題となっている。
- このような状況の中、今後も安定的な海上輸送を確保するためには、限られた船員・船舶による内航海運の輸送力の最大化を図る取組を推進することが重要。

事業内容

オペレーター主導の下、複数の内航船オーナー等と連携し、船団全体の輸送力向上に資する取組に対して支援を行う

《 補助額上限:10,000千円・補助率:1/2 》

【具体的な支援内容】

1. 船団輸送力向上計画の策定

… 配船の制約要因の分析・改善計画の策定

船団内の船舶の運用状況や配船にかかる制約要因を把握・分析した上で、船員育成やスキル均質化を図るための教育計画や、船団内の情報共有や配船の効率化を図るための方策など、船団全体の輸送力を向上するための計画(船団輸送力向上計画)を策定するために必要な経費を支援

2. 船団内の船員育成・能力の均質化

… 人的要因による配船の制約の緩和

船団内の船員を対象に、船団全体のスキル向上や船団内の船員スキルの均質化を図る取組(実践的かつ体系的な教育訓練の実施等)や、配船の効率化に資する資格取得を支援する取組に必要な経費を支援

例) シミュレーター等の訓練設備の導入費用、BRM訓練など船員育成訓練の受講費、資格取得に向けた講習受講費



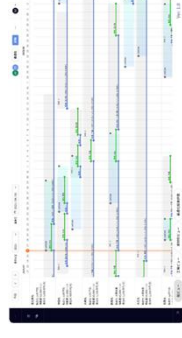
〈操船シミュレーターを活用した訓練〉

3. 配船の効率化・高度化

… システムを活用し、より効率かつ即時に最適な配船を実施

船舶の運航状況、船員の配置状況等の情報を一元的に把握・共有するための情報基盤の整備や、当該情報を活用した配船機能の高度化を図る取組に必要な経費を支援

例) 運航管理システム導入費用、配船計画立案システム導入費用



〈配船計画立案システム〉

▲ 船団内の船員育成・能力の均質化や配船機能の高度化を通じて船団全体の運航安定性及び配船の効率化を図る取組など、**取組効果が船団全体に波及しやすい取組を支援し、輸送力の向上や船員不足の緩和を図り、安定的な海上輸送の確保を目指す。**

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和8年4月1日現在)

業 種 局 別		内航鋼船運航業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R8.4.1)	19	41	372	274
	② (R7.4.1)	19	41	368	273
	① — ②	0	0	4	1
東北運輸局	① (R8.4.1)	32	74	506	273
	② (R7.4.1)	31	73	505	282
	① — ②	1	1	1	△ 9
関東運輸局	① (R8.4.1)	82	329	4,154	2,834
	② (R7.4.1)	111	338	3,870	2,795
	① — ②	△ 29	△ 9	284	39
北陸信越運輸局	① (R8.4.1)	7	19	92	60
	② (R7.4.1)	7	20	98	62
	① — ②	0	△ 1	△ 6	△ 2
中部運輸局	① (R8.4.1)	42	95	827	264
	② (R7.4.1)	42	92	813	251
	① — ②	0	3	14	13
近畿運輸局	① (R8.4.1)	75	222	1,880	660
	② (R7.4.1)	80	226	1,873	677
	① — ②	△ 5	△ 4	7	△ 17
神戸運輸監理部	① (R8.4.1)	99	225	1,722	551
	② (R7.4.1)	102	225	1,652	576
	① — ②	△ 3	0	70	△ 25
中国運輸局	① (R8.4.1)	234	662	4,184	773
	② (R7.4.1)	231	629	4,194	745
	① — ②	3	33	△ 10	28
四国運輸局	① (R8.4.1)	272	652	4,952	333
	② (R7.4.1)	281	691	5,008	350
	① — ②	△ 9	△ 39	△ 56	△ 17
九州運輸局	① (R8.4.1)	325	671	5,123	1,269
	② (R7.4.1)	325	671	5,123	1,269
	① — ②	0	0	0	0
沖縄総合事務局	① (R8.4.1)	20	48	497	312
	② (R7.4.1)	19	47	490	312
	① — ②	1	1	7	0
計	① (R8.4.1)	1,207	3,038	24,309	7,603
	② (R7.4.1)	1,248	3,053	23,994	7,592
	① — ②	△ 41	△ 15	315	11

全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	58歳	755, 000円	780, 000円
賃金が最も低かった者	24歳	180, 000円	344, 080円
平 均	48. 4歳	328, 081円	596, 048円
人 数	719人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	72歳	575, 000円	577, 340円
賃金が最も低かった者	29歳	166, 840円	359, 457円
平 均	46. 5歳	258, 932円	401, 337円
人 数	167人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する内航鋼船運航業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和8年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、126隻（職719人、部員167人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額			
	職員 A	職員 B	部員 A	部員 B
平成 8 年	238,800円	221,200円	180,150円	171,700円
平成 9 年	240,050円	223,600円	181,050円	172,300円
平成 1 0 年	240,950円	224,450円	181,800円	172,950円
平成 1 3 年	241,400円	224,950円	182,100円	—
平成 1 8 年	—	—	—	—
平成 2 0 年	—	—	182,850円	173,700円
平成 2 5 年	242,350円	225,900円	183,750円	174,450円
平成 2 6 年	243,350円	226,900円	184,750円	175,450円
平成 2 7 年	245,150円	228,700円	186,550円	177,250円
平成 2 8 年	246,150円	229,700円	187,550円	178,250円
平成 2 9 年	247,150円	230,700円	188,550円	179,250円
平成 3 0 年	248,450円	232,000円	189,850円	180,550円
令和元年	249,550円	233,100円	190,950円	181,650円
令和 2 年	250,050円	233,600円	191,450円	182,150円
令和 3 年	250,750円	234,300円	192,150円	182,850円
令和 4 年	251,750円	235,300円	193,150円	183,850円
令和 5 年	258,950円	242,500円	200,350円	191,050円
令和 6 年	267,950円	251,500円	209,350円	200,050円
令和7年	276,450円	260,000円	217,850円	208,550円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

最低賃金の改正に係る参考資料

内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	決定公示 年月日	職員 A	職員 B	はしけ長	部員 A	部員 B
北海道	R8.4.2	278,800	262,350		220,250	211,050
東 北	R8.4.2	278,750	262,300		219,650	210,500
関 東	R8.3.2	282,900	266,150		224,300	214,700
北陸信越	R8.3.17	281,050	264,600		222,350	213,050
中 部	R8.4.9	284,950	268,500		228,050	218,750
近 畿	R8.3.27	282,500	266,050	282,500	223,750	214,450
神 戸	R8.3.27	280,650	264,200	280,650	222,100	212,800
中 国	R8.3.9	280,700	264,150	280,700	222,100	212,700
四 国	R8.3.27	280,700	264,150	280,700	222,100	212,700
九 州	R8.5.18	279,700	263,250	279,700	221,100	211,800
沖 縄	R8.3.13	278,750	262,300		220,150	210,850

費目別、世帯人員別標準生計費(令和8年4月)

単位:円

世帯人員 費 目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,380 (35,770) -6,390	52,640 (48,320) 4,320	65,130 (61,800) 3,330	77,620 (75,270) 2,350	90,120 (88,750) 1,370
住居関係費	51,480 (46,760) 4,720	66,690 (60,700) 5,990	57,520 (50,660) 6,860	48,340 (40,620) 7,720	39,170 (30,570) 8,600
被服・履物費	4,640 (6,230) -1,590	5,140 (4,480) 660	7,170 (7,140) 30	9,200 (9,800) -600	11,240 (12,450) -1,210
雑費Ⅰ	30,390 (25,660) 4,730	38,050 (37,610) 440	52,730 (52,370) 360	67,410 (67,120) 290	82,090 (81,890) 200
雑費Ⅱ	10,440 (10,640) -200	20,140 (17,320) 2,820	23,540 (22,660) 880	26,940 (28,010) -1,070	30,350 (33,350) -3,000
計	126,330	182,660	206,090	229,510	252,970
前年	125,060	168,430	194,630	220,820	247,010
対前年増減	1,270	14,230	11,460	8,690	5,960
対前年比 (前年100)	101.0	108.4	105.9	103.9	102.4

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和7年人事院勧告(参考資料)」

「令和8年人事院勧告(各種調査等の結果詳細)」

消費者物価指数（１０大費目）

年平均		総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607
指数・2年100	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
	5年	105.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7
	6年	108.5	117.8	103.1	112.8	118.4	108.2	102.8	97.4	101.6	112.9	104.8
	7年	111.9	125.8	104.0	116.9	121.6	111.1	104.3	100.0	97.1	115.6	105.9
対前年比・%	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
	5年	3.2	8.1	1.1	△ 6.7	7.9	3.6	1.9	2.5	1.2	4.3	1.4
	6年	2.7	4.3	0.7	4.0	4.0	2.4	1.6	1.6	△ 0.4	5.4	1.1
	7年	3.2	6.8	1.0	3.6	2.7	2.6	1.5	2.7	△ 4.5	2.4	1.1
月別指数・2年100	07年1月	111.2	124.7	103.5	119.3	119.6	108.6	103.9	99.1	101.3	112.9	105.6
	2月	110.8	124.1	103.6	114.2	119.4	108.8	103.9	99.3	101.5	113.3	105.5
	3月	111.1	124.2	103.6	114.5	120.0	110.1	104.2	99.5	101.5	114.3	105.6
	4月	111.5	124.0	103.9	117.9	121.8	111.6	104.2	99.9	95.7	115.9	105.8
	5月	111.8	124.4	104.0	121.2	122.1	111.5	104.3	99.6	95.7	116.1	106.0
	6月	111.7	124.6	104.0	120.1	122.3	111.3	104.3	99.6	95.6	115.0	106.0
	7月	111.9	125.1	104.1	119.1	122.5	110.1	104.4	100.2	95.6	115.9	106.1
	8月	112.1	126.1	104.2	114.2	122.7	109.4	104.3	100.6	95.6	118.0	106.3
	9月	112.0	127.0	104.2	112.6	121.8	112.5	104.4	100.4	95.6	115.5	105.8
	10月	112.8	128.1	104.3	113.5	123.4	112.8	104.5	101.2	95.6	117.2	106.2
	11月	113.2	128.6	104.5	117.9	122.7	113.3	104.6	101.0	95.6	116.8	106.1
	12月	113.0	128.8	104.5	117.7	121.1	112.7	104.5	100.0	95.6	116.8	106.1
	08年1月	112.9	129.5	104.6	117.5	120.6	111.2	104.3	99.7	95.6	115.2	106.2
	2月	112.2	129.0	104.6	107.9	120.9	111.2	104.3	99.8	95.8	115.8	106.1
	3月	112.7	128.7	104.6	109.0	123.2	112.4	104.4	101.5	95.9	116.9	106.3

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R8.3末現在)

決 定 方 式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	271	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	224	30,065
イ 新産業別最低賃金	222	30,054
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	222	30,054
ロ 従来の産業別最低賃金	2	11
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	7

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R8.3末現在)

業 種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 造 業			
食料品・飲料製造業関係	5	3	138
繊維工業関係	5	6	133
木材・木製品製造業関係	1	1	7
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	78
印刷・同関連産業関係	1	3	34
塗料製造業関係	4	1	63
ゴム製品製造業関係	1	1	58
窯業・土石製品製造業関係	4	3	102
鉄鋼業関係	20	31	1,423
非鉄金属製造業関係	9	9	417
金属製品製造業関係	4	9	115
一般機械器具製造業関係	25	228	5,625
精密機械器具製造業関係	7	7	220
電気機械器具製造業関係	45	211	9,145
輸送用機械器具製造業関係	33	143	8,486
小 計	166	657	26,044
非製造業			
新聞・出版業関係	1	1	5
各種商品小売業関係	30	16	1,813
自動車小売業関係	23	215	2,134
自動車整備業関係	1	10	35
道路貨物運送業関係	1	3	23
小 計	56	245	4,010
合 計	222	902	30,054

2-2 従来の産業別最低賃金

(R8.3末現在)

業 種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	7
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	5	11

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサスー活動調査等に基づき推計した数値である。
3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。
4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

資料出所：「令和8年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和8年3月末現在）

（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む）

単位：円（件数）

事 項 別				年 度	令和 7 年度	令和 6 年度	
地 域 別 最 低 賃 金					1. 121 (47)	1. 055 (47)	
				対前年度上昇率 (%)	6. 26	5. 08	
特 定 最 低 賃 金 （※ 1、2）	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係		915 (5)	892 (5)	
			繊維工業関係		794 (5)	794 (5)	
			木材・木製品製造業関係		876 (1)	876 (1)	
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係		860 (2)	861 (2)	
			印刷・同関連産業関係		850 (1)	850 (1)	
			塗料製造業関係		1, 105 (4)	1, 058 (4)	
			ゴム製品製造業関係		915 (1)	915 (1)	
			窯業・土石製品製造業関係		1, 041 (4)	1, 005 (4)	
			鉄鋼業関係		1, 151 (20)	1, 088 (20)	
			非鉄金属製造業関係		995 (9)	940 (9)	
			金属製品製造業関係		990 (4)	990 (4)	
			一般機械器具製造業関係		1, 051 (25)	1, 014 (25)	
			精密機械器具製造業関係		1, 031 (7)	996 (7)	
			電気機械器具製造業関係		1, 028 (45)	994 (45)	
			輸送用機械器具製造業関係		1, 100 (33)	1, 046 (33)	
			小 計		1, 060 (166)	1, 018 (166)	
		非 製 造 業	新聞・出版業関係		879 (1)	879 (1)	
			各種商品小売業関係		865 (30)	862 (30)	
			自動車小売業関係		983 (23)	972 (23)	
			自動車整備業関係		1, 017 (1)	1, 017 (1)	
			道路貨物運送業関係		910 (1)	910 (1)	
			小 計		929 (56)	922 (56)	
	合 計			1, 042 (222)	1, 006 (222)		
					対前年度上昇率 (%)	3. 58	3. 71
	旧 産 業 別 最 低 賃 金					816 (1)	816 (1)
	総 合 計					1. 042 (223)	1, 006 (223)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む。）の全国加重平均時間額であり、（ ）内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5, 772 (1)	(日 額) 5, 772 (1)

資料出所：「令和8年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								
令和6年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円								
令和7年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円								
令和8年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク54円、Bランク56円、Cランク56円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		令和6年度最低賃金額		対前年度 増減額	令和7年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		円 1,055	—	円 51	円 1,121	—	円 66
A	埼玉	1,078	R6.10.1	50	1,141	R7.11.1	63
	千葉	1,076	R6.10.1	50	1,140	R7.10.3	64
	東京	1,163	R6.10.1	50	1,226	R7.10.3	63
	神奈川	1,162	R6.10.1	50	1,225	R7.10.4	63
	愛知	1,077	R6.10.1	50	1,140	R7.10.18	63
	大阪	1,114	R6.10.1	50	1,177	R7.10.16	63
B	北海道	1,010	R6.10.1	50	1,075	R7.10.4	65
	宮城	973	R6.10.1	50	1,037	R7.10.4	64
	福島	955	R6.10.5	55	1,033	R8.1.1	78
	茨城	1,005	R6.10.1	52	1,074	R7.10.12	69
	栃木	1,004	R6.10.1	50	1,068	R7.10.1	64
	群馬	985	R6.10.4	50	1,063	R8.3.1	78
	新潟	985	R6.10.1	54	1,050	R7.10.2	65
	富山	998	R6.10.1	50	1,062	R7.10.12	64
	石川	984	R6.10.5	51	1,054	R7.10.8	70
	福井	984	R6.10.5	53	1,053	R7.10.8	69
	山梨	988	R6.10.1	50	1,052	R7.12.1	64
	長野	998	R6.10.1	50	1,061	R7.10.3	63
	岐阜	1,001	R6.10.1	51	1,065	R8.10.18	64
	静岡	1,034	R6.10.1	50	1,097	R7.11.1	63
	三重	1,023	R6.10.1	50	1,087	R7.11.21	64
	滋賀	1,017	R6.10.1	50	1,080	R7.10.5	63
	京都	1,058	R6.10.1	50	1,122	R7.11.21	64
	兵庫	1,052	R6.10.1	51	1,116	R7.10.4	64
	奈良	986	R6.10.1	50	1,051	R7.11.16	65
	和歌山	980	R6.10.1	51	1,045	R7.11.1	65
	島根	962	R6.10.12	58	1,033	R7.11.17	71
	岡山	982	R6.10.2	50	1,047	R7.12.1	65
	広島	1,020	R6.10.1	50	1,085	R7.11.1	65
	山口	979	R6.10.1	51	1,043	R7.10.16	64
	徳島	980	R6.11.1	84	1,046	R8.1.1	66
	香川	970	R6.10.2	52	1,036	R7.10.18	66
	愛媛	956	R6.10.13	59	1,033	R7.12.1	77
	福岡	992	R6.10.5	51	1,057	R7.11.16	65
C	青森	953	R6.10.5	55	1,029	R7.11.21	76
	岩手	952	R6.10.27	59	1,031	R7.12.1	79
	秋田	951	R6.10.1	54	1,031	R8.3.31	80
	山形	955	R6.10.19	55	1,032	R7.12.23	77
	鳥取	957	R6.10.5	57	1,030	R7.10.4	73
	高知	952	R6.10.9	55	1,023	R7.12.1	71
	佐賀	956	R6.10.17	56	1,030	R7.11.21	74
	長崎	953	R6.10.12	55	1,031	R7.12.1	78
	熊本	952	R6.10.5	54	1,034	R8.1.1	82
	大分	954	R6.10.5	55	1,035	R8.1.1	81
	宮崎	952	R6.10.5	55	1,023	R7.11.16	71
	鹿児島	953	R6.10.5	56	1,026	R7.11.1	73
	沖縄	952	R6.10.9	56	1,023	R7.12.1	71

資料出所：「令和8年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	――	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	――	※	――	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	――	――	△ 3.2	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	――	――	2.9	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.3	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	勧告どおり	4.9	3.2	3.60
R6	8月8日	2.76	4月1日	勧告どおり	3.7	2.7	5.33
R7	8月7日	3.62	4月1日	勧告どおり	4.3	3.0	5.52
R8	8月7日	3. 51	4月1日	――	－	－	5.18

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)
2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)
3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率＝定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)